

障第58号
令和7年4月9日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

}

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について

このことについて、厚生労働省及びこども家庭庁から別添のとおり送付されましたので、お知らせします。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣 本	担当	島 田
電話	058-272-1111 内3490		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		